

平成 23 年 4 月 6 日

各 位

株式会社 北海道銀行

## 東北地方太平洋沖地震で被災された他行のお客さまへの ご対応について（対象金融機関の追加）

このたびの東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

北海道銀行（頭取 堰八義博）は、今般の大震災に伴う金融上の特別措置として、下記の銀行とお取引のある被災されたお客さまに対しまして、ご預金のお支払いを実施することといたしましたのでお知らせ申し上げます。

被災地域の日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

### 記

#### 1. 対象金融機関・取扱開始日

東邦銀行・常陽銀行 ~ 平成 23 年 4 月 5 日(火)から

きらやか銀行・北日本銀行・仙台銀行・福島銀行・大東銀行・荘内銀行・山形銀行・岩手銀行  
・東北銀行・七十七銀行 ~ 平成 23 年 4 月 8 日(金)から

下線の銀行が追加となりました。

#### 2. 4 月 8 日(金)から取扱開始となる金融機関（10 行）の受付内容

##### (1) 対象預金科目

当座預金・普通預金等

~ 定期預金につきましては、弊行の窓口にご確認ください。

##### (2) お支払い金額

預金口座の残高の範囲内で、1 口座 1 日あたり 10 万円(千円単位)までお支払いをさせていただきます。

~ 対象金融機関のご判断で 10 万円を超えるお支払いも可能となります。

##### (3) 本人確認について

出来る限り運転免許証や健康保険証等の本人確認資料をご持参ください。いずれの本人確認資料もお持ちでない場合は、弊行の窓口にご相談ください。

#### 3. 4 月 5 日(火)から取扱中の金融機関（2 行）の受付内容

平成 23 年 4 月 4 日(月)付『東北地方太平洋沖地震で被災された他行のお客さまへのご対応について』をご参照ください。

【本件に関する照会先】 経営企画部広報 CSR 室 沼田・佐藤(泰) 011-233-1005